

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名称)	保存期間	内閣官房行政文書管理規則 (以下「管理規則」という。)別表第2の該当事項・業務の区分等	保存期間満了時の措置	
法令の制定又は改廃及びその経緯										
1	法律の制定又は改廃及びその経緯	①立案の検討	①立案基礎文書	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針 基本計画 条約その他の国際約束 大臣指示 	内閣の重要政策等に関する企画立案・総合調整に関すること (ギャンブル等依存症対策推進本部事務局)	ギャンブル等依存症対策基本法	20年	2(1)①1(1)	移管	
			②立案の検討に関する審議会等文書	<ul style="list-style-type: none"> 開催経緯 諮問 議事概要・議事録 配付資料 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 						
			③立案の検討に関する調査研究文書	<ul style="list-style-type: none"> 外国・自治体・民間企業の状況調査 関係団体・関係者のヒアリング 						
		②法律案の審査	法律案の審査の過程が記録された文書	<ul style="list-style-type: none"> 法制局提出資料 審査録 						2(1)①1(2)
		③他の行政機関への協議	行政機関協議文書	<ul style="list-style-type: none"> 各省への協議案 各省からの質問・意見 各省からの質問・意見に対する回答 						2(1)①1(3)
		④閣議	閣議を求めるとの決裁文書及び閣議に提出された文書	<ul style="list-style-type: none"> 5点セット(要綱、法律理由、新旧対照条文、参照条文) 閣議請議書の写し 案件表 配付資料 						2(1)①1(4)
		⑤国会審議	国会審議文書	<ul style="list-style-type: none"> 議員への説明 趣旨説明 想定問答 答弁書 国会審議録 内閣意見案 同案の閣議請議書の写し 						2(1)①1(5)
⑥官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> 官報の写し 	2(1)①1(6)							
⑦解釈又は運用の基準の設定	①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書	<ul style="list-style-type: none"> 外国・自治体・民間企業の状況調査 関係団体・関係者のヒアリング 	2(1)①1(7)							
	②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書	<ul style="list-style-type: none"> 逐条解説 ガイドライン 通達 運用の手引 								
2	政令の制定又は改廃及びその経緯	①立案の検討	①立案基礎文書	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針 基本計画 条約その他の国際約束 大臣指示 	内閣の重要政策等に関する企画立案・総合調整に関すること (ギャンブル等依存症対策推進本部事務局)	政令の制定又は改廃及びその経緯	20年	2(1)①3(1)	移管	
			②立案の検討に関する審議会等文書	<ul style="list-style-type: none"> 開催経緯 諮問 議事概要・議事録 配付資料 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 						
			③立案の検討に関する調査研究文書	<ul style="list-style-type: none"> 外国・自治体・民間企業の状況調査 関係団体・関係者のヒアリング 						
		②政令案の審査	政令案の審査の過程が記録された文書	<ul style="list-style-type: none"> 法制局提出資料 審査録 						2(1)①3(2)
		③意見公募手続	意見公募手続文書	<ul style="list-style-type: none"> 政令案 趣旨、要約、新旧対照条文、参照条文 意見公募要領 提出意見 提出意見を考慮した結果及びその理由 						2(1)①3(3)
		④他の行政機関への協議	行政機関協議文書	<ul style="list-style-type: none"> 各省への協議案 各省からの質問・意見 各省からの質問・意見に対する回答 						2(1)①3(4)
		⑤閣議	閣議を求めるとの決裁文書及び閣議に提出された文書	<ul style="list-style-type: none"> 5点セット(要綱、政令案、理由、新旧対照条文、参照条文) 閣議請議書の写し 案件表 配付資料 						2(1)①3(5)
⑥官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> 官報の写し 	2(1)①3(6)							
⑦解釈又は運用の基準の設定	①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書	<ul style="list-style-type: none"> 外国・自治体・民間企業の状況調査 関係団体・関係者のヒアリング 	2(1)①3(7)							
	②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書	<ul style="list-style-type: none"> 逐条解説 ガイドライン 訓令、通達又は告示 運用の手引 								

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名称)	保存期間	内閣官房行政文書管理規則(以下「管理規則」という。)別表第2の該当事項・業務の区分等	保存期間満了時の措置							
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯																
6	個人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)許認可等に関する重要な経緯	行政文書開示請求又は保有個人情報開示請求に対する開示決定等処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書	<ul style="list-style-type: none"> 開示請求書 処分案 処分経緯 開示実施方法等申出書 	個人の権利義務の得喪	行政文書開示請求等	行政文書開示請求等に関する文書(○年度)	5年	2(1)①11(2)	廃棄						
			1年未満													
			(2)補助金等の交付に関する重要な経緯	①交付の要件に関する文書							<ul style="list-style-type: none"> 交付規則・交付要綱 実施要領 審査要領・選考基準 	—	5年 (交付に係る事業が終了する日を基準)	2(1)①11(4)	移管	
				②交付のための決裁文書その他交付に至る過程が記録された文書							<ul style="list-style-type: none"> 審査案 理由 	—				廃棄
				③補助事業等実績報告書							<ul style="list-style-type: none"> 実績報告書 	—				
			(3)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	①行政文書開示決定等処分に対する不服申立書							<ul style="list-style-type: none"> 審査請求書の写し 	—	10年 (裁決、決定その他の処分がされる日を基準)	2(1)①11(5)	廃棄 (ただし、以下については移管・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの)	
				②情報公開・個人情報保護審査会関係文書							<ul style="list-style-type: none"> 諮問書の写し 理由説明書 意見書の写し 答申の写し 	—				
				③裁決書							<ul style="list-style-type: none"> 裁決書 	—				
			(4)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	①訴訟の提起に関する文書							<ul style="list-style-type: none"> 訴状の写し 期日呼出状の写し 	—	10年 (訴訟が終結する日を基準)	2(1)①11(6)	廃棄 (ただし、以下については移管・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの)	
				②訴訟における主張又は立証に関する文書							<ul style="list-style-type: none"> 答弁書の写し 準備書面の写し 各種申立書の写し 口頭弁論・証人等調書の写し 書証の写し 	—				
				③判決書又は和解調書							<ul style="list-style-type: none"> 判決書の写し 和解調書の写し 	—				
			7	法人の権利義務の得喪及びその経緯							(1)許認可等に関する重要な経緯	行政文書開示請求又は保有個人情報開示請求に対する開示決定等処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書	<ul style="list-style-type: none"> 開示請求書 処分案 処分経緯 開示実施方法等申出書 	法人の権利義務の得喪	行政文書開示請求等	行政文書開示請求等に関する文書(○年度)
1年未満																
(2)補助金等の交付(地方公共団体に対する交付を含む。)に関する重要な経緯	①交付の要件に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> 交付規則・交付要綱 実施要領 審査要領・選考基準 			—	5年 (交付に係る事業が終了する日を基準)	2(1)①12(4)	移管								
	②交付のための決裁文書その他交付に至る過程が記録された文書	<ul style="list-style-type: none"> 審査案 理由 			—				廃棄							
	③補助事業等実績報告書	<ul style="list-style-type: none"> 実績報告書 			—											
(3)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	①行政文書開示決定等処分に対する不服申立書	<ul style="list-style-type: none"> 審査請求書の写し 			—	10年 (裁決、決定その他の処分がされる日を基準)	2(1)①12(5)	廃棄 (ただし、以下については移管・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの)								
	②情報公開・個人情報保護審査会関係文書	<ul style="list-style-type: none"> 諮問書の写し 理由説明書 意見書の写し 答申の写し 			—											
	③裁決書	<ul style="list-style-type: none"> 裁決書 			—											
(4)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	①訴訟の提起に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> 訴状の写し 期日呼出状の写し 			—	10年 (訴訟が終結する日を基準)	2(1)①12(6)	廃棄 (ただし、以下については移管・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの)								
	②訴訟における主張又は立証に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> 答弁書の写し 準備書面の写し 各種申立書の写し 口頭弁論・証人等調書の写し 書証の写し 			—											
	③判決書又は和解調書	<ul style="list-style-type: none"> 判決書の写し 和解調書の写し 			—											
職員の仕事に関する事項																
8	職員の人事に関する事項	(1)職員の任免、進退、身分、賞罰又は恩給及び給与に関する重要な経緯	職員の任免、進退、身分、賞罰又は恩給及び給与に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> 人事案件決裁等 俸給発令決裁等 	職員の人事に関する事項	委員就任	委員就任依頼(○年度)	10年	2(1)①13(1)	廃棄						
			(2)人事評価の運用	<ul style="list-style-type: none"> 苦情対応に関する文書 							—	5年	2(1)①13	廃棄		
			(3)職員の旅行命令に関する重要な経緯	①職員の旅行命令に関する文書							<ul style="list-style-type: none"> 職員の旅行命令に関する文書 	出張	旅行命令(○年度)	5年	2(1)①13(3)	廃棄
				②職員の公用旅券及び外交旅券に関する文書							<ul style="list-style-type: none"> 公用旅券発給請求書 外交旅券等発給請求書 	—	—	3年	—	—
			(4)職員の兼業の許可に関する重要な経緯	職員の兼業の許可の申請書及び当該申請に対する許可に関する文書							<ul style="list-style-type: none"> 兼業の申請等決裁 	—	—	3年	2(1)①13(6)	廃棄
			(5)退職手当の支給に関する重要な経緯	退職手当の支給に関する決定の内容が記録された文書及び当該決定に至る過程が記録された文書							<ul style="list-style-type: none"> 期間業務職員の退職手当関係 	—	—	5年	2(1)①13(7)	廃棄
			(6)人事管理文書(1)から(5)までに掲げるものを除く。)	人事管理に関する文書							<ul style="list-style-type: none"> 出勤簿 基準給与簿(写) 超過勤務命令簿 管理職員特別勤務実績簿等 	出勤簿	出勤簿(○年度)	5年	2(1)①13 人事院規則一三四(人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置)	廃棄
<ul style="list-style-type: none"> 通勤届、通勤手当認定 住居届、住居手当認定 扶養親族届及び証明書類、扶養手当認定簿 給与の口座振込申出書 	超過勤務命令簿	超過勤務命令簿(○年度)			6年											
—	—	<ul style="list-style-type: none"> 休暇簿 週休日の振替等決裁 在職職員調書 代休指定等決裁 勤務時間報告書 併任者勤務状況通知書 	諸手当申請・認定	諸手当申請・認定(○年度)	届出及び支給要件を具備しなくなった日から起算して6年	—	—									
—	—	—	休暇関係	休暇簿その他(○年度)	申出に係る口座振込みによらなくなる日に係る特定日以後1年	3年	—	—								

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名称)	保存期間	内閣官房行政文書管理規則 (以下「管理規則」という。)別表第2の該当事項・業務の区分等	保存期間満了時の措置	
その他の事項										
9	告示、訓令、通達及びその他の規則の制定又は改廃及びその経緯	①告示その他の規則(告示に準ずるものに限る。)の立案の検討その他の重要な経緯(1の項から8の項までに掲げるものを除く。)	①立案の検討に関する審議会等文書	・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言	告示、訓令、通達及びその他の規則の制定又は改廃及びその経緯	—	—	10年	2(1)①14(1)	廃棄
			②立案の検討に関する調査研究文書	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング		—	—			
			③意見公募手続文書	・告示案、規則案 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由		—	—			
			④制定又は改廃のための決裁文書	・告示案、規則案		—	—			
			⑤官報公示に関する文書	・官報の写し		—	—			
			①立案の検討に関する調査研究文書	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング		—	—			
②訓令、通達及びその他の規則の立案の検討その他の重要な経緯(1の項から8の項までに掲げるものを除く。)	②制定又は改廃のための決裁文書	・訓令案・通達案、規則案 ・標準文書保存期間基準 ・公印規程案	規則等の制定又は改廃	後援等名義に関する規程等 標準文書保存期間基準(○年度)	10年	2(1)①14(2)	廃棄 (ただし、以下については移管・重要な訓令、通達及びその他の規則の制定又は改廃のための決裁文書)			
	③官報公示に関する文書	・官報の写し	—	—						
	①歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類の作製その他の予算に関する経緯(4の項(2)に掲げるものを除く。)	①歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類の作製その他の意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書	・概算要求調書等文書	予算及び決算に関する事項				予算要求	概算要求調書(○年度)	10年
②財政法(昭和22年法律第34号)第20条第2項の予定経費要求書等並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書	・行政事業レビュー ・執行状況調査	予算執行	行政事業レビュー(○年度) 執行状況調査(○年度)							
②歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する経緯(4の項(2)に掲げるものを除く。)	①歳入及び歳出の決算報告書並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書	・諸謝金等の使用の行政決裁 ・旅費請求書 ・用度関係決裁 ・物品供用簿 ・物品請求書	執行・決算	委員手当等(○年度) 旅費・物品等請求書等(○年度)	5年	2(1)①15(2)	廃棄 (ただし、以下については移管・行政機関における重要な経緯が記録された文書)			
	②会計検査院に提出又は送付した計算書及び証拠書類	・計算書 ・証拠書類						—		
	③会計検査院の検査を受けた結果に関する文書	・意見又は処置要求						—		
	④①から③に掲げるもののほか、決算の提出に至る経緯が記録された文書	・予算執行計画表 ・検査調書						予算執行計画表(○年度) 検査調書(○年度)		
	⑤国会における決算の審査に関する文書	・警告決議に対する措置 ・指摘事項に対する措置						—		
11	国会及び審議会等における審議等に関する事項	①国会審議(1の項から10の項までに掲げるものを除く。)	国会審議文書	・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録	国会及び審議会等における審議等に関する事項	国会質問及び答弁等	国会質問及び答弁等(○年度)	10年	2(1)①21(1)	廃棄 (ただし、以下については移管・大臣の演説に関するもの・会期ごとに作成される想定問答)
		②審議会等(1の項から10の項までに掲げるものを除く。)	審議会等文書	・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言						
12	国会の委員会からの資料要求等に関する事項	①国会の委員会からの資料要求等に関する文書	・提出資料	国会の委員会からの資料要求等に関する事項	—	—	3年	2(1)①23	廃棄	
		②政党等からの資料要求等に関する文書	・提出資料		レク・資料要求	レク・資料要求(○年度)				1年
13	法令等の規定の運用に関する事項	①報告すべき事実が発生した際又は定期的に報告すべき文書 ②法令等の施行状況に関する文書	・通知	法令等の規定の運用に関する事項	—	—	3年	2(1)①24	廃棄	
			・依頼 ・通知		法令等の規定の運用に関する事項	事務連絡(○年度)				
14	内閣の庶務に関する事項	①職員への厚生に関する文書 ②関係行政機関等との協議等に関する文書 ③関係行政機関等との情報交換のための会議に関する文書 ④各種調査等に関する文書 ⑤情報システムに関する文書 ⑥後援名義の使用承認に関する文書 ⑦陳情・要請に関する文書 ⑧国民から寄せられた意見に関する文書	・福利厚生管理関係文書	内閣の庶務に関する事項	—	—	5年	2(1)①25	廃棄	
			・協議資料		関係行政機関等との協議等	協議(○年度) 通知・連絡等(○年度)				
			・会議資料		関係行政機関等との会議	会議(○年度)				3年
			・調査依頼文書 ・報道発表資料		—	—				
			・情報処理許可申請書 ・外部利用サービス申請書		情報の管理等	情報システム関係(○年度)				
			・申請書 ・承認書		後援名義申請	後援名義申請(○年度)				5年
			・要望書		要望書	要望書(○年度)				1年
			・国民から寄せられた意見に関する文書		—	—				1年未満
15	契約に関する事項	契約に係る決裁文書及びその他契約に至る過程が記録された文書	・仕様書案 ・協議・調整経緯	契約に関する事項	契約	契約関係(○年度)	契約が終了する日に係る特定日以後5年	2(1)①26	廃棄	
			—		—					
16	調査又は研究に関する事項	情報の収集調査(1の項から15の項までに掲げるものを除く。)	情報の収集及び分析その他の調査の結果に関する文書	・報告資料	調査又は研究に関する事項	調査研究	情報の収集調査(○年度)	3年	2(1)①28	廃棄

事 項	業務の 区分	当該業務に係る行政文 書の類型	具 体 例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名称)	保存 期間	内閣官房行政 文書管理規則 (以下「管理 規則」とい う。)別表第 2の該当事 項・業務の区 分等	保存期間 満了 時の 措置
<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の人事に関する事項について、内閣官房令、人事院規則の規定により保存期間の定めがあるものは、それぞれ内閣官房令、人事院規則の規定による。 ・ 本基準にいう「軽微なもの」とは、公文書管理法第2条第6項の歴史公文書等に該当しないものであって、意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書に当たらないものをいう。 ・ 保存期間1年未満の行政文書ファイル等の類型について（管理規則第7条第9項） <p>第7条（略）</p> <p>9 第1項の保存期間の設定においては、第7項及び前項の規定に該当するものを除き、保存期間を1年未満とすることができる（例えば、次に掲げる類型に該当する文書。）。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 別途、正本が管理されている行政文書の写し (2) 定型的・日常的な業務連絡、日程表等 (3) 出版物や公表物を編集した文書 (4) 内閣官房の所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答 (5) 明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書 (6) 意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書 (7) 保存期間表において、保存期間を1年未満と設定することが適当なものとして、業務単位で具体的に定められた文書 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保存期間1年未満の行政文書ファイル等については、「内閣官房が保有する保存期間1年未満の行政文書ファイル等の取扱いについて」（平成28年9月1日総括文書管理者決定）に基づき、当該行政文書ファイル等を作成し、又は取得した日を起算日とし、原則として、その使用目的終了後、遅滞なく廃棄するものとする。 									